地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
沖縄・奄美エリアにおける訪日外国人向けオンライン消費動向調査事業
業務委託仕様書

1　業務名

沖縄・奄美エリアにおける訪日外国人向けオンライン消費動向調査

2　業務期間

契約締結の日から令和８年１月31日まで

3　業務目的

観光庁では，「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を令和４年５月に策定し，同アクションプランに基づき，高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として，沖縄・奄美エリアを含む14地域を選定したところである。

本事業では，令和６年度に改訂した「沖縄・奄美エリア　マスタープラン改訂版（以下，マスタープラン）」に基づき，訪日外国人の観光動向を詳細に把握し，それを基にエリア内の課題及び今後の取組の方向性を明確化することを目的とする。

特に沖縄・奄美エリア（以下，「本エリア」という）においては，ターゲット層に関する具体的な統計データが不足しているため，この調査を通じて，ターゲット層のニーズや潜在的な動機及びエリアの認知度・訪問意向を明確に分析する。また，分析結果を踏まえ，今後どのように本事業を発展させていくべきか，今後の方向性を見出すことで，エリア全体の観光施策や事業戦略を検討する。

4　調査対象者

日本国内のラグジュアリーホテル※やテーラーメイドの体験を利用できる層。

国籍については，本調査を経てマスタープランに記載のターゲット層の精査を行うことができるよう，アジアを含め複数か国設定すること。

※ラグジュアリーホテルとは，Forbes五つ星を得ているホテルや，ルレ・エ・シャトー加盟ホテル，またはそれらと同程度と判断される宿泊施設を指す。

5　業務内容

⑴　オンライン調査の実施

調査対象者の潜在的なニーズや動機，本エリアの認知度や訪問意向等を定量的に把握するため，アンケート項目の作成及び翻訳を行った上で，オンラインアン

ケート調査を行う。

① 調査対象者の属性の把握

（例）

性別，年齢，住居地，子供の有無と子の年齢，職業，アンケート日から今後５年間の訪日意向及び過去５年間における訪日経験の有無，年収，業種，趣味，訪日旅行をする時期，訪日旅行の計画を立てるタイミング，一緒に旅行するグループ属性，滞在期間，行ってみたい海外旅行先，日本で訪れたことのある地域，日本に何回訪問したか等。

② 調査対象者のニーズの把握

（例）

訪日旅行の想定消費額金額・予算，訪日旅行する前及び旅行中で困ったこと，日本を旅行先に検討する際の決め手，訪日旅行する際にお金を払って体験したいこと，訪日旅行で宿泊施設を選ぶ際に重視する条件，奄美大島・徳之島においてホテルはフルサービスを求めるか否か。奄美大島・徳之島はどこからの流入が考えられるのか等。

調査にあたっては対象エリアを認知していない回答者に対して写真や動画等を用いてイメージが沸くよう工夫すること。

③ エリアの認知度・訪問意向の把握

（例）

本エリアの認知度，本エリア内で行ったことのある観光地やホテル，本エリアで訪れたい観光地やホテル，体験してみたいコンテンツ及びその理由等。

本エリアの主な観光資源（マリンレジャー，トレッキング，お酒，シマ唄等文化，人との交流等）のニーズ調査。

調査にあたっては，対象エリアを認知していない回答者に対して写真や動画等を用いてイメージが沸くよう工夫すること。

④ 購買導線

（例）

普段どのようなメディアから情報収集しているか，海外旅行を計画する際に閲覧する情報収集源，訪日旅行をする場合の購入方法等。

⑤ その他

回答者のうち10件程度，オンラインによるヒアリングにより回答内容の深掘りを実施することが望ましい。

その他必要な調査。

⑵　調査・分析結果の報告

・　調査終了後，実績報告書を速やかに作成し，提出すること。

・　実績報告書では，実施概要，調査結果を報告することとし，報告は，画像や図表，数値データを用いて，できる限り分かりやすく行うこと。

・　アンケート調査結果について，集計・分析（主要な属性によるクロス分析を含む）の上，報告すること。

⑶　今後の取組の方向性の提案

・　分析結果を基に，本エリアの今後の取組の方向性について提案すること。

・　提案は，より具体的かつ効果的な取組を提案すること。

6　成果物

・　オンラインアンケートの回答データを収集したもの

・　アンケート回答データの分析結果

・　今後の取組の方向性の提案

7　業務の実施スケジュール

令和７年　６月下旬　調査項目の提出，契約締結

９月中旬　事業中間報告

10月上旬　データ提出

11月下旬　分析結果報告書提出

8　権利の帰属

⑴　本業務で制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は，全て観光庁に帰属するものとする。ただし，委託前から受託者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は，事前に一般社団法人あまみ大島観光物産連盟の承諾を得るものとする。

⑵　受託者は，一般社団法人あまみ大島観光物産連盟の同意を得なければ，著作権法第18条ないし第20条に規定されている権利を行使することができない。

⑶　成果物の作成にあたっては，他人の著作権，特許権その他の知的財産権，肖像権その他いかなる権利も侵害しないものとし，万一問題が生じた場合は，訴訟費用を含め，全て受託者において責任を負うものとする。

⑷　著作権法上，上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

9　委託料上限額等

本委託業務実施のための費用は5,000千円（消費税込，諸経費含む）とする。

10　その他

⑴　本仕様書記載の委託業務の内容については，実施段階において，予算や諸事情によって変更することがある。

⑵　業務の実施にあたり，疑義が生じた場合は，一般社団法人あまみ大島観光物産連盟と受託者が協議して解決するものとし，必要な事項は別に定める。

⑶　「５　業務内容」の業務実施に当たっては，実施時期，内容等を一般社団法人あまみ大島観光物産連盟と十分に協議すること。